

川崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費は職員への給料や諸手当をはじめ、市長や議員など特別職職員への給料、報酬などの経費です。

区分	住民基本台帳 人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成26年 度の人件費率
平成27年度	人 1,459,768	千円 602,636,174	千円 496,979	千円 111,260,203	% 18.5	% 15.4

(注1) 住民基本台帳人口は平成28年1月1日現在の人口です。

(注2) 人件費には事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

給与費は給料、職員手当及び期末手当・勤勉手当などの総額から退職手当を除いたものです。

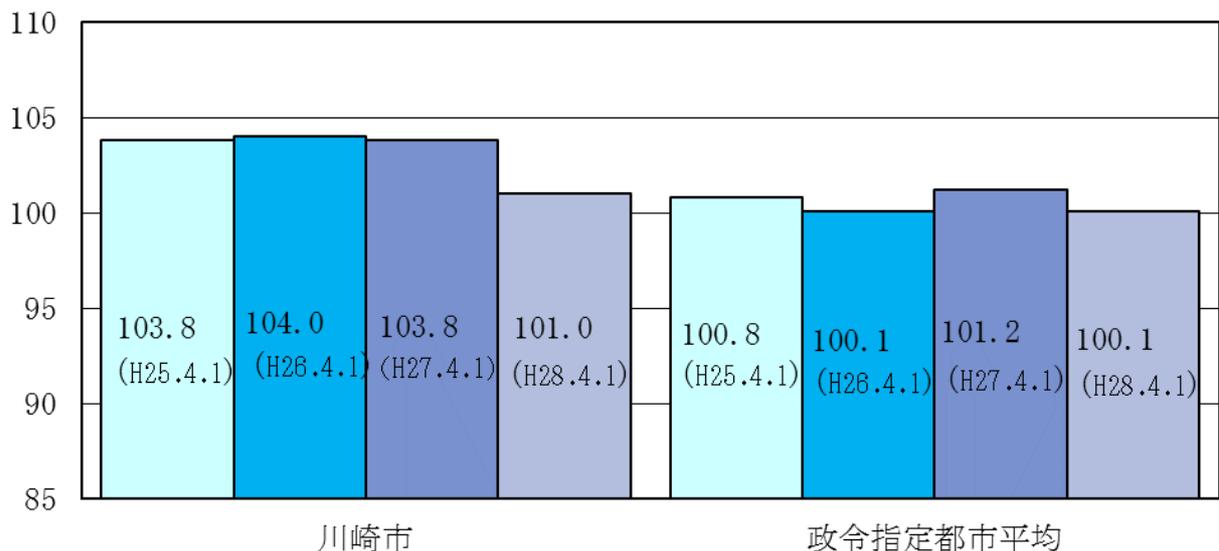
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
平成27年度	人 9,809	千円 38,786,487	千円 13,783,371	千円 16,422,409	千円 68,992,267	千円 7,034	千円 6,832

(注1) 職員手当は、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、総務省が実施している「地方公務員給与実態調査」に基づくもので、平成27年4月1日現在の普通会計関係職員数です。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注1) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算して指数です。

(注2) 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と職員構成が異なるため。

(4) 給与改定の状況

平成28年10月12日に川崎市人事委員会が川崎市長に対して行った職員の給与に関する報告の内容と、報告後の改定状況は次のとおりです。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成28年度	408,362円	407,846円	516円 (0.13%)	0.13%	0.13%	0.17%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成28年度	4.32月	4.20月	0.12月	0.10月	4.30月	4.30月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 行政職給料表(1)について、国の見直し内容を踏まえ、最大3・6%程度の引下げ。3級以上の高位号給は、これに加え、最大2%程度の引き下げ。3級以上の高位号給の引下げに該当する職員のうち、新たな給料月額が保障する額に達しないこととなる職員には、平成31年3月31日までの間、経過措置(現給保障)を実施します。

他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本として引下げます。ただし、医療職給料表(1)は、医師の処遇確保のため改定を行いません。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、川崎市においても16%を支給。

(実施時期) 平成28年4月1日より実施。平成28年4月1日時点は16%を支給。

(参考)

	平成27年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給 割合	12%	13%	15%	16%
川崎市の支給割合	12%	12%	—	16%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)